

第1回施設定期検査（社内）実施方針



東京電力ホールディングス（株）
福島第一廃炉推進カンパニー

1. 社内自主検査

(1) 検査対象範囲

- ・ 2020年4月1日時点における供用中の設備・機器を検査対象範囲とする。

(2) 検査判定基準

- ・ 本年度社内自主検査の判定基準は、実施計画に基づいて作成している。
- ・ 実施計画に基づく検査（判定基準値）であることを明確にするため、当社が安全側に設けた管理値（例：許容値）を別に設けている場合がある。

(3) 運転性能検査

- ・ 社内自主検査における運転性能検査は全て、立会い（現場確認）にて行う。
- ・ 社内自主検査実施期間中に、当該機器の運転実績が無い場合は、社内自主検査開始前まで遡り、至近の運転記録による確認とする。

(4) 社内自主検査終了までの期間に設備不具合が発生した場合

- ・ 再度検査の要否については、不具合の原因究明により、他系統も含め共通要因を抽出した場合は再度検査を検討する。

なお、再度検査の要否については、不具合の内容により個々に判断する。